

発行日：平成 21 年 10 月 9 日(金)

保険情報サービス(株) FAX NEWS

★★ 今月のテーマ ★★ 改正！ 出産育児一時金

—今月から支給金額と支給方法が変更—

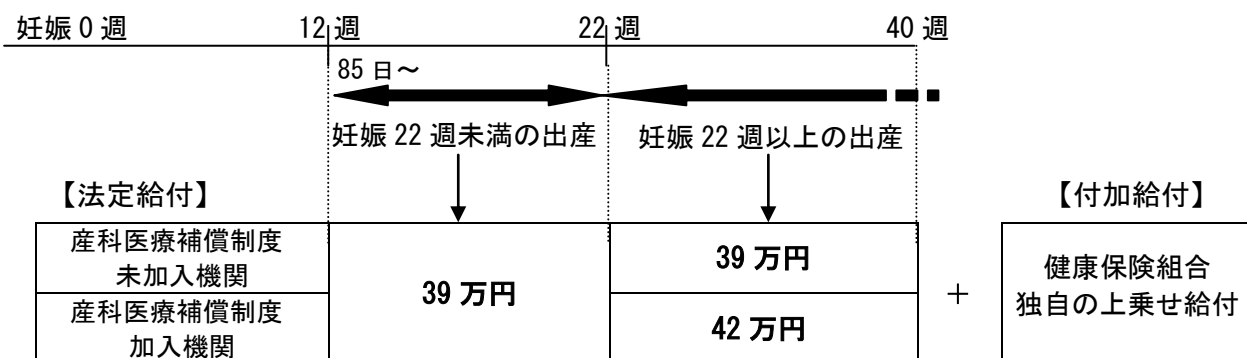
発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

出産時に健康保険から支給される出産育児一時金が、支給金額が 4 万円引き上げられ、また事前に多額の出産費用を用意しなくても済むよう支給方法が改正されました。

1. 支給金額が 4 万円引き上げられます ※対象となるのは妊娠 85 日以後の出産です (緊急の少子化対策による平成 21 年 10 月～平成 23 年 3 月までの暫定措置)



2. 支給方法が医療機関への直接支払となります

従来は、原則として出産後に被保険者からの申請により、出産育児一時金が支給されていましたが、平成 21 年 10 月からは、被保険者に代わって病院等が保険者(協会けんぽ、健康保険組合)に請求します…『直接支払制度』。よって法定給付の一時金(39 万円もしくは 42 万円)の範囲内で、出産費用を病院の窓口で支払う必要がなくなります。

- i まず分娩する病院等に健康保険被保険者証を提示します
- ii 病院等と『直接支払制度』を利用する旨の書面を取り交わします

希望しない方は出産後に申請する従来の方法も選択できます

iii-(1) 出産費用が 42 万円以上かかった場合 例) 出産費用 45 万円

法定給付の 42 万円 保険者(協会けんぽ、健康保険組合) から病院へ直接支払い	超過した 3 万円 ご自身で超過分を 病院の窓口で支払う	付加給付分は ご自身で 保険者に請求
--	------------------------------------	--------------------------

iii-(2) 出産費用が 42 万円未満でおさまった場合 例) 出産費用 40 万円

実際かかった法定給付内の 40 万円 保険者(協会けんぽ、健康保険組合) から病院へ直接支払い	法定給付内の残り 2 万円 ご自身で 差額を保険者に請求	付加給付分は ご自身で 保険者に請求
---	------------------------------------	--------------------------

病院等への出産育児一時金『直接支払制度』導入で、事前にまとめた出産費用を用意する必要がなくなり、とても便利になりました。一方、出産費用が法定給付の金額より少額だった場合や健康保険組合独自の付加給付がある場合は、自ら保険者(協会けんぽ、健康保険組合)に申請しないと請求もれになる可能性があります。出産時に病院等から発行される明細書の金額や健康保険組合独自の給付内容を十分ご確認ください。

本内容のお問い合わせは担当：里見・高澤まで